

牟岐町告示第 36 号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第19条第1項の規定において都市計画を決定しようとするので、同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、牟岐町の住民並びに利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、当該都市計画の案について、牟岐町に意見書を提出することができる。

平成28年4月15日

牟岐町長 福井 雅彦



1. 都市計画の種類及び名称

種類：牟岐都市計画出羽島伝統的建造物群保存地区の指定

名称：牟岐町出羽島伝統的建造物群保存地区 保存計画（案）

2. 都市計画を定めようとする土地の区域

区域：牟岐町大字牟岐浦字出羽島の一部

面積：3.7ha

(添付：位置図・計画書・決定理由)

3. 縦覧場所

徳島県海部郡牟岐町大字中村字本村7-4

牟岐町建設課

4. 縦覧期間

平成28年4月15日(金曜日)～平成28年4月28日(木曜日)まで

午前8時30分～午後5時まで

意見書の提出期限

平成28年4月28日(木曜日) 午後5時(必着)

持参又は郵送にてお願いします。

提出先

牟岐町建設課

TEL0884-72-3418